

○予算決算委員会

---

令和2年9月28日（月曜日）

午前10時 0分 再開

午後 4時10分 閉会

---

○三橋和史委員 三橋でございます。よろしくお願いいたします。

児童相談所を含む子どもセンターの整備について、先日、9月18日の厚生消防分科会に引き続いて伺います。

情報管理をどのように実施していくのかについては、子どもセンターのハード面にも、この整備にも影響が出てくるわけでございますが、整備前にしっかりと検討しておかなければ整備費用をまた無駄にするということになります。さきの分科会では、マニュアルや条例制定の際に検討すれば足りるというような意味不明な答弁がありまして、いまだその内容を検討さえしていません。

そこで、まずは市長に簡潔にお答えいただければ結構ですが、一時保護所、児童相談所における情報管理の在り方については、施設整備等のハード面においても万全な工夫をするように求めますが、この点についてはいかがでしょうか。

○仲川元庸市長 御指摘のように、大変重要な個人情報を扱う職場でもございますので、当然、ハード整備に併せてマニュアル化を図り、万全の体制で業務を行っていく、準備を行っていく必要があると認識をいたしております。

○三橋和史委員 情報管理、コンプライアンスの徹底については、総務部長にも再三にわたって求めてきたところであります。

現時点で、市職員は業務上の連絡についても私物の携帯電話、スマートフォンでやり取りをしているという実態もございます。しかしながら、特に一時保護所、児童相談所については、職員間や市民等との間において携帯電話等での通信の必要性が生じるところでありますが、これらの施設においては公用の端末を整備する方針であるのかどうか、総務部長に伺います。

○吉村啓信総務部長 三橋委員の御質問にお答え申し上げます。

公用端末を整備するののかということでございますが、費用の問題もございますので、今のところ決まった方針はございません。

以上でございます。

○三橋和史委員 それでは、虐待通告を記録した資料や調査票等の要保護性の高い個人情報が記載された資料の管理方法について伺います。

これらの資料については、施錠される書類棚、キャビネットもしくは書庫等において管理するものと思いますが、その鍵の管理に当たっては鍵管理機を使用するのかどうかお答えください。

○吉村啓信総務部長 お答え申し上げます。

個人情報の管理は、委員おっしゃいました施錠できるキャビネットということになっておりまして、鍵は所属長が保管すると、所属長の目の届く範囲で保管するということになっておりますので、キャビネット——鍵管理機ですね——のことはまだ決まっておらないというか、所属長の判断によるものだと思います。

○三橋和史委員 所属長の判断ということではありますが、所属長が適切に24時間管理できるわけではございません。また、児童相談所、一時保護所は24時間開いているわけですので、誰が、いつ、どのような鍵を持ち出したかどうか記録するということは大変重要なものであります。その点、市長はいかがですか。

○仲川元庸市長 おっしゃるように、個人情報管理の中でも特にセキュリティー度合いの高い情報であると思っております。また、おっしゃるように24時間体制ということもございますので、鍵の管理については様々な新しい技術もあると思えますし、また、監視カメラ等、鍵を保管している場所でどのように人の出入り等があるかということについても記録をするべきであると考えております。

○三橋和史委員 この点につきましては、過日子ども未来部にもしっかりとお伝えをしておりますが、なかなか検討をされていなかったということもございますので、改めてお聞きをいたしました。

業務で用いる印刷物について、質疑をいたします。

印刷した資料が、どの職員が、いつ出力したものかどうかを把握することのできるシステムを採用するのかどうか、改めて総務部長に伺います。

○吉村啓信総務部長 お答え申し上げます。

どういうふうな情報機器を整備していくのかは、総合政策部情報政策課の所管に属する部分でございますので、協議して、どういうものがあるかを検討すべきだと思います。

以上でございます。

○三橋和史委員 情報管理につきましては、総務部の所管でもあるとは思いますが。

これら児童相談所等において印刷した資料のうち、不要な資料の廃棄方法について伺います。

廃棄する紙媒体の資料をシュレッダーにかけるのは、いつ、どこで、どの階級の職員によって行うのかお答えください。どなたが答えていただいても結構です。

○吉村啓信総務部長 お答え申し上げます。

その書類を保管している職員各人がシュレッダーにかけているというふうな現状でございますので、そのようになると思います。

以上でございます。

○三橋和史委員 印刷した資料がどのようなものであるのかや、廃棄する資料がどのようなものであるのかということについては、一般行政事務と比較しても、一時保護所、児童相談所において取り扱う資料については、その内容を責任ある者が確認した上で廃棄を行っていくというのが非常に重要なものであると思えます。

この点については、先ほども申し上げましたけれども、私自身の経験を踏まえて恐縮ではございますけれども、銀行では支店の資料の廃棄というのは支店次長級が行うんですね。しかも、1枚1枚見て確認をした上で、これはシュレッダーにかけてオーケーだよという判断を加えている。

一時保護所、児童相談所というところについても、私はまさにそういった情報管理の在り方が求められるものではないかというふうに思います。この点については、既に何度もお伝えをしておりますので、ぜひ検討をしていただいて、検討の結論のいかんによってはハード面の整備方法も変わると思えますので、ぜひ早急に検討していただきたいと思えます。

先日の厚生消防分科会においては、私が要望、意見、提案を行ったことについては、子ども未

来部長と子育て相談課長は、これは要望ではなく意見であるなどと答弁を繰り返し、要望ではなく単なる意見であるから、奈良市職員の職務に関する要望等の記録等に関する要綱に基づく記録の作成はしていないなどと述べておりました。

この要綱に基づく答弁を求めますが、要望ではなく意見や提案であれば、対応記録票の作成の義務から除外されているのか、総務部長に伺います。

○吉村啓信総務部長 お答え申し上げます。

要望記録の要綱によりますと、要望、意見は同じように要望記録の対象ということでございます。

○三橋和史委員 私が求めた資料番号の143番には、この要綱に基づいて、要望等を記録として公表されているものとそうでないものがあることの原因についての記載を求めましたが、要望等は全て公表している旨の記述がそこがございます。

しかしながら、私の要望、意見、提案については、子育て相談課長がそのノートに職務上記録し、整理をしたという答弁があったにもかかわらず、ここに公表の前提となる対応記録票が作成されていないということについては、総務部法務ガバナンス課所管として、これもまた市長の責任で議会に提出している資料について誤りがあるものと指摘せざるを得なくなるわけであります。

私は、議員室で理事者の皆さんに世間話をしているわけではありません。少しでもよい奈良市政の実現に向けて、私が持っている全てを還元するつもりで常日頃から意見交換し、議論しているつもりであります。

さきの委員会に際しましても、私の質疑が始まる直前に、子育て相談課長はどのような質問をするのか教えてくれと言ってきましたが、常日頃からしっかりと業務に当たっていただければ、所管事項ぐらいについては何を聞かれても答えられるという姿勢で職務に当たっていただく必要があります。

日頃からお伝えしていることを聞き流し、ろくに検討もしていないからそのようなことになるのではないのでしょうか。議会前だけ想定問答を作成し、委員会前だけ都合よくどのような質問をするのか教えてくれ、答弁調整をしてくれというような言動は一切慎んでいただきたいと思えますし、そのようなことでは奈良市政はよくはならないと思えますので、その点は改善を求めまして、私の質疑を終わります。ありがとうございました。